

# 家が床上浸水！

一部損壊

# の罹(り)災証明でも受けられる支援の一覧

(申請しないと支援は受けられません。支援者の皆さまのお力が必要です)

作成 弁護士永野海(静岡県弁護士会)

\* 罹災証明が準半壊、各種半壊、全壊の人にはもっとたくさんの支援があります

\* 罹災証明の判定が不服なら自治体に再調査申請ができます。修理業者さんにもご相談を！

➡ 支援制度の解説動画 YouTubeで「**関東弁護士会連合会 支援**」で検索を！

## 修理のお金がもらえるかも！



火災保険の保険金

保険会社からの  
提示額には  
**反論**もできます

一部損壊の人に  
義援金が配  
分されることも



義援金  
(災害により金額変化)

自治体からの  
今後の情報を  
要チェック！



自治体独自の支援金

## 修理のお金が借りられるかも！



災害援護資金貸付  
(自治体が窓口)

浸水による家財  
の**3分の1以上**  
の**損害**で150万  
円まで借入可能

社会福祉協議会  
には様々な貸付  
制度があります



生活福祉資金貸付制度  
(社協が窓口)



災害復興住宅融資  
(住宅金融支援機構)



リバースモーゲージ  
融資の災害時特例  
(住宅金融支援機構)

罹災証明があれば  
住宅金融支援機構  
(旧住宅金融公庫)  
で修理費の借入も！

60歳以上なら**金利だ  
けの返済プラン**も！

## ローンや税金がなくなるかも！



雑損控除  
災害減免法

医療費控除のよ  
うに、災害時の家  
財や建物などの  
損害は確定申告  
で**所得控除**に！

浸水した家具の価  
値(損害)がわから  
なくても大丈夫！  
国税庁が推定して  
くれます



国税庁の家財推定額のページ

修理費が数百万  
円！住宅ローンな  
ど個人ローンの減  
額、免除の制度は  
お近くの弁護士会  
に相談を



被災ローン減免制度  
(ガイドライン)